

兵庫労働局発表
平成22年10月29日

職業安定部職業対策課

課長	下村 秀樹
課長補佐	片岡 善雄
障害者雇用担当官	武田 操
電話	078 (367) 0810
FAX	078 (367) 3853

民間企業の障害者の実雇用率は、1.81%

(平成22年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めている。

兵庫労働局では、今般、平成22年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

民間企業（56人以上規模の企業）における状況は、以下のとおり。

- 雇用障害者数 10,316人、実雇用率 1.81%と、いずれも過去最高となった。
- 雇用されている障害者の数（（注）参照。以下同じ。）が、前年に比べて3.2%（約320人）増加し、10,316人となった。（全国では3.1%（約10,200人）の増加）
- 実雇用率は、前年に比べて0.05ポイント上昇し、1.81%となった。（全国では0.05ポイント上昇し、1.68%）
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年に比べて2.2ポイント上昇し、56.6%となった。（全国では1.5ポイント上昇し、47.0%）
- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、全ての規模の区分で前年より増加した。実雇用率は、500～999人規模企業（前年と同率）を除く全ての区分の企業で、前年より上昇した。法定雇用率達成企業の割合は、100～299人規模企業、同300～499人、同500～999人については前年より上昇し、同56～99人、同1,000人以上については前年より低下した。

このような状況から、兵庫労働局としては、

- 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導（5ページ参照）を厳正に実施するとともに、福祉・教育等関係機関との連携により、就職の準備前から職場定着までの一貫した「チーム支援」を推進
- 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関については、労働局長等から機関のトップに対して呼び出し等による指導を強力に実施することとしている。

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8％）に雇用されている障害者の数は10,316.0人で、前年より3.2％（319人）増加した。

このうち、身体障害者は7,703人、知的障害者は2,438人、精神障害者は175.0人であった。

実雇用率は1.81％（前年は1.76％）、法定雇用率達成企業の割合は56.6％（前年は54.4％）であった。

〔6ページ 1 (1) 概況〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、全ての規模の区分で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.81％）と比較すると、

* 1,000人以上規模企業（1.86％）、56～99人規模企業（1.85％）については上回った。

* 100～299人規模企業（1.78％）、300～499人規模企業（1.69％）、500～999人規模企業（1.79％）については下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、100～299人規模企業（60.6％）、300～499人規模企業（57.2％）、500～999人規模企業（54.7％）で、前年より上昇した。

〔7ページ 1 (2) 企業規模別の雇用状況〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、医療・福祉、学術研究、専門・技術サービス業、サービス業、卸売業・小売業、複合サービス業、建設業、運輸業・郵便業、教育・学習支援業、宿泊業・飲食サービス業で増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.81％）と比較すると、

* 生活関連サービス業・娯楽業（2.70％）、医療・福祉（2.05％）、サービス業（2.50％）では上回った。

* 上記以外の業種では下回った。

〔8～11ページ 1 (3) 産業別の雇用状況〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、70.8％を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の65.0％となっている。

〔12ページ 1 (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数〕

(2) 特殊法人（独立行政法人等）

独立行政法人等の特殊法人（法定雇用率2.1％）に雇用されている障害者の数は、76.0人であり、実雇用率は2.07％と前年に比べ0.02ポイント低下している（7法人のうち6法人が達成）。

〔6ページ 1 (1) 概況〕

〔13ページ 1 (5) 法定雇用率2.1％が適用される特殊法人における詳細状況〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県・市町の機関

兵庫県及び市町の機関（法定雇用率2.1％）に在職している障害者の数は1,260.0人であり、実雇用率は2.61％と前年と比べ0.04ポイント低下している（86機関のうち83機関が達成）。

〔14ページ 2 (1) 概況〕

〔15～18ページ 2 (2) 法定雇用率2.1％が適用される地方公共団体における詳細状況〕

(2) 教育委員会

2.0％の法定雇用率が適用される兵庫県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会に在職している障害者の数は531.0人であり、実雇用率は1.96％と前年に比べ0.03ポイント上昇している（7機関のうち6機関が達成）。

〔14ページ 2 (1) 概況〕

〔19ページ 2 (3) 法定雇用率2.0％の機関における詳細状況〕

（注）民間企業に雇用されている障害者の数及び地方公共団体に在職している障害者の数については、重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者以外）については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

なお、重度身体障害者及び重度知的障害者のうち、短時間労働者については、1人の障害者を雇用しているものとみなされる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (56人以上規模の企業)	1. 8%
	特殊法人 (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)	2. 1%
○ 国、地方公共団体	(48人以上規模の機関)	2. 1%
○ 都道府県等の教育委員会	(50人以上規模の機関)	2. 0%

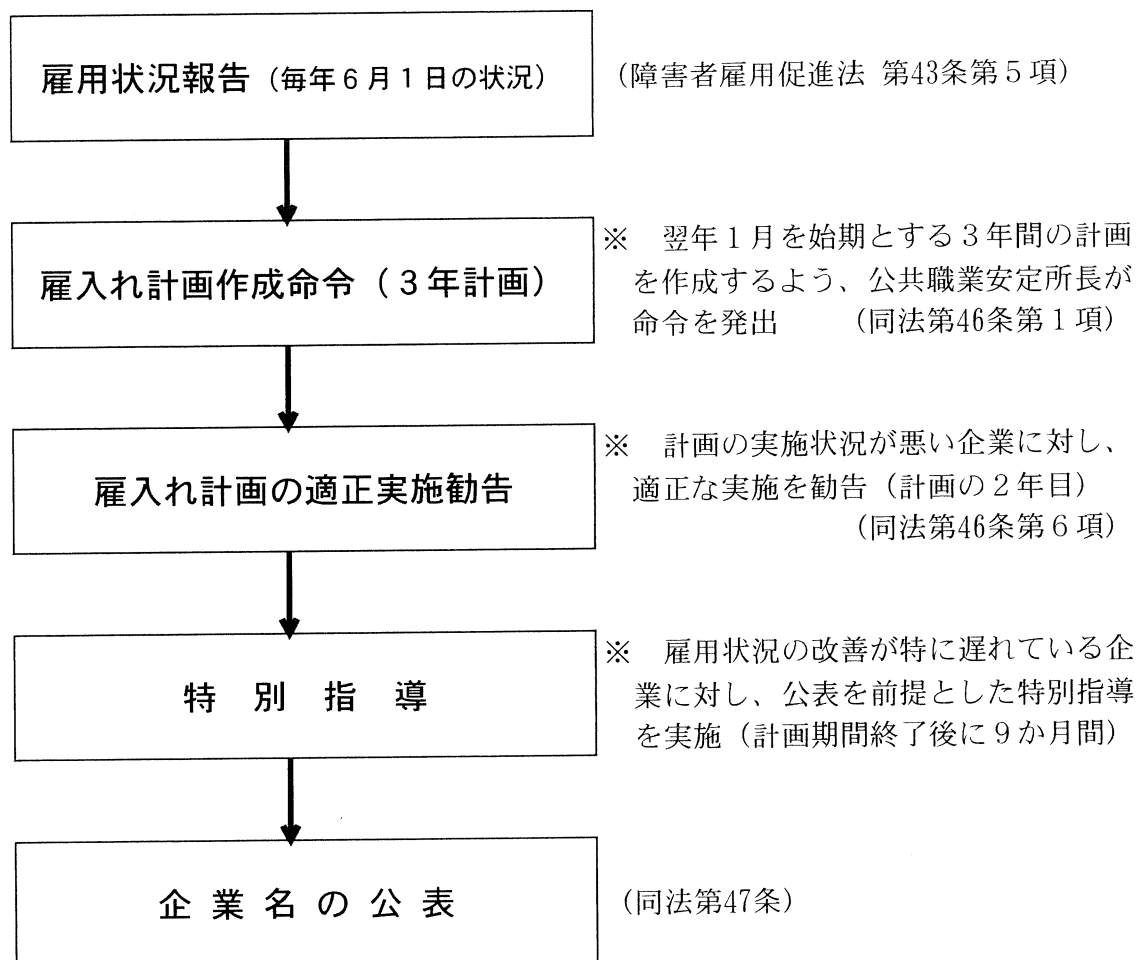
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



〔指導実績〕 全国の状況

○ 平成21年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 391社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 274社
- * 「特別指導」の実施 66社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 1,456社（21年度末現在）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
21年度 7社（うち1社は再公表）

障害者雇用状況(全国・兵庫県)

(平成22年6月1日現在)

兵庫労働局職業安定部職業対策課

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率			法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率	
一般の 民間企業 [1.8%]	企業 71,830 (72,328)	人 20,356,456 (20,441,198)	人 342,973.5 (332,811.5)	% 1.68 (1.63)	% 47.0 (45.5)	企業 2,491 (2,502)	人 571,034 (567,536)	人 10,316.0 (9,997.0)	% 1.81 (1.76)	% 56.6 (54.4)
特殊法人 [2.1%]	法人 270 (243)	人 295,944 (251,756)	人 6,639.0 (5,314.0)	% 2.24 (2.11)	% 74.8 (72.8)	法人 7 (8)	人 3,663 (3,639)	人 76.0 (76.0)	% 2.07 (2.09)	% 85.7 (75.0)

(全国数値の資料出所 厚生労働省職業安定局 (以下同じ))

注 1 「法定常用労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。 また、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。 精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

なお、重度身体障害者及び重度知的障害者のうち、短時間労働者については、1人の障害者を雇用しているものとみなされる。

3 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
一般の 民間企業 [1.8%]	人 342,973.5 (332,811.5)	人 271,795 (268,266)	人 61,237 (56,835)	人 9,941.5 (7,710.5)	人 10,316.0 (9,997.0)	人 7,703 (7,664)	人 2,438 (2,197)	人 175.0 (136.0)
特殊法人 [2.1%]	人 6,639.0 (5,314.0)	人 5,790 (4,772)	人 492 (334)	人 357.0 (208.0)	人 76.0 (76.0)	人 49 (51)	人 27 (25)	人 0.0 (0.0)

注 1 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。 また、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。 精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

なお、重度身体障害者及び重度知的障害者のうち、短時間労働者については、1人の障害者を雇用しているものとみなされる。

2 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定常用労働者数	障害者数	実雇用率			法定常用労働者数	障害者数	実雇用率	
規模計	企業 71,830 (72,328)	人 20,356,456 (20,441,198)	人 342,973.5 (332,811.5)	% 1.68 (1.63)	% 47.0 (45.5)	企業 2,491 (2,502)	人 571,034 (567,536)	人 10,316.0 (9,997.0)	% 1.81 (1.76)	% 56.6 (54.4)
56～99人	企業 27,297 (27,446)	人 2,011,508 (2,021,593)	人 28,500.0 (28,265.5)	% 1.42 (1.40)	% 44.5 (44.7)	企業 954 (961)	人 69,744 (69,794)	人 1,287.5 (1,226.5)	% 1.85 (1.76)	% 51.4 (51.9)
100～299	31,696 (32,042)	4,769,943 (4,825,516)	67,761.5 (65,287.5)	1.42 (1.35)	48.2 (46.0)	1,131 (1,137)	166,837 (166,887)	2,976.0 (2,858.0)	1.78 (1.71)	60.6 (55.4)
300～499	5,951 (5,951)	2,047,775 (2,053,155)	32,909.5 (32,639.5)	1.61 (1.59)	47.7 (45.6)	201 (202)	68,871 (69,124)	1,162.5 (1,124.5)	1.69 (1.63)	57.2 (56.4)
500～999	4,050 (4,045)	2,536,554 (2,543,450)	43,242.5 (41,633.0)	1.70 (1.64)	47.2 (44.3)	128 (126)	81,498 (80,192)	1,457.0 (1,436.5)	1.79 (1.79)	54.7 (54.0)
1,000以上	2,836 (2,844)	8,990,676 (8,997,484)	170,560.0 (164,986.0)	1.90 (1.83)	55.6 (49.2)	77 (76)	184,084 (181,539)	3,433.0 (3,351.5)	1.86 (1.85)	63.6 (65.8)

注 1 (1) ①と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
規模計	人 342,973.5 (332,811.5)	人 271,795 (268,266)	人 61,237 (56,835)	人 9,941.5 (7,710.5)	人 10,316.0 (9,997.0)	人 7,703 (7,664)	人 2,438 (2,197)	人 175.0 (136.0)
56～99人	人 28,500.0 (28,265.5)	人 19,050 (18,953)	人 8,639 (8,609)	人 811.0 (703.5)	人 1,287.5 (1,226.5)	人 760 (765)	人 512 (450)	人 15.5 (11.5)
100～299	67,761.5 (65,287.5)	51,546 (50,591)	14,189 (13,152)	2,026.5 (1,544.5)	2,976.0 (2,858.0)	2,117 (2,059)	810 (762)	49.0 (37.0)
300～499	32,909.5 (32,639.5)	26,237 (26,147)	5,647 (5,677)	1,025.5 (815.5)	1,162.5 (1,124.5)	908 (911)	230 (196)	24.5 (17.5)
500～999	43,242.5 (41,633.0)	35,016 (34,729)	6,942 (5,872)	1,284.5 (1,032.0)	1,457.0 (1,436.5)	1,206 (1,223)	226 (190)	25.0 (23.5)
1,000以上	170,560.0 (164,986.0)	139,946 (137,846)	25,820 (23,525)	4,794.0 (3,615.0)	3,433.0 (3,351.5)	2,712 (2,706)	660 (599)	61.0 (46.5)

注 1 (1) ②と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率			法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
産業計	71,830 (72,328)	20,356,456 (20,441,198)	342,973.5 (332,811.5)	1.68 (1.63)	47.0 (45.5)	2,491 (2,502)	571,034 (567,536)	10,316.0 (9,997.0)	1.81 (1.76)	56.6 (54.4)
農業、林業、漁業	180 (173)	23,457 (22,690)	405.0 (385.5)	1.73 (1.70)	57.2 (56.1)	5 (5)	670 (644)	8.0 (7.0)	1.19 (1.09)	40.0 (40.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	44 (44)	8,031 (7,821)	130.0 (116.5)	1.62 (1.49)	54.5 (43.2)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)
建設業	2,229 (2,213)	542,662 (551,497)	8,467.0 (8,328.5)	1.56 (1.51)	47.8 (46.1)	57 (58)	6,326 (6,514)	112.0 (100.0)	1.77 (1.54)	73.7 (65.5)
製造業	20,267 (20,704)	6,364,426 (6,436,055)	113,165.0 (113,376.0)	1.78 (1.76)	54.8 (54.9)	878 (878)	236,458 (235,365)	4,229.5 (4,272.0)	1.79 (1.82)	61.7 (61.4)
電気・ガス・熱供 給・水道業	200 (194)	205,814 (201,637)	3,995.0 (3,867.5)	1.94 (1.92)	48.0 (46.9)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)
情報通信業	3,768 (3,838)	1,226,835 (1,250,314)	16,550.0 (16,067.5)	1.35 (1.29)	24.1 (22.2)	39 (41)	9,745 (11,581)	136.0 (170.0)	1.40 (1.47)	30.8 (39.0)
運輸業、郵便業	4,668 (4,689)	1,190,654 (1,216,246)	22,376.5 (22,058.5)	1.88 (1.81)	54.0 (52.5)	182 (178)	30,042 (30,463)	518.5 (509.5)	1.73 (1.67)	59.3 (57.9)
卸売業、小売業	12,407 (12,699)	3,417,088 (3,456,032)	50,463.0 (48,778.5)	1.48 (1.41)	36.0 (34.3)	362 (372)	112,457 (114,211)	1,792.5 (1,735.5)	1.59 (1.52)	42.3 (39.2)
金融業・保険業	1,320 (1,357)	1,218,635 (1,250,162)	21,070.5 (20,774.0)	1.73 (1.66)	41.7 (38.7)	28 (27)	13,589 (13,576)	198.5 (226.0)	1.46 (1.66)	25.0 (44.4)
不動産業、物品 賃貸業	1,218 (1,262)	305,198 (305,202)	4,176.5 (3,796.0)	1.37 (1.24)	32.8 (29.8)	32 (35)	4,294 (4,734)	48.0 (59.5)	1.12 (1.26)	40.6 (37.1)
学術研究、専門・ 技術サービス業	1,862 (1,891)	481,591 (456,427)	6,686.0 (5,692.5)	1.39 (1.25)	31.7 (29.5)	57 (60)	13,654 (9,948)	217.0 (140.0)	1.59 (1.41)	40.4 (41.7)
宿泊業、飲食 サービス業	2,115 (2,097)	533,960 (568,743)	8,412.5 (8,813.5)	1.58 (1.55)	44.3 (42.3)	65 (65)	12,209 (12,101)	216.5 (199.0)	1.77 (1.64)	63.1 (53.8)
生活関連サービス 業、娯楽業	2,397 (2,378)	467,267 (445,849)	8,895.5 (8,001.5)	1.90 (1.79)	38.0 (36.4)	82 (87)	11,687 (12,251)	315.5 (326.0)	2.70 (2.66)	41.5 (47.1)
教育・学習支援業	1,563 (1,589)	343,615 (361,708)	4,813.0 (4,991.0)	1.40 (1.38)	41.5 (39.2)	69 (67)	12,277 (11,835)	167.0 (158.5)	1.36 (1.34)	52.2 (47.8)
医療、福祉	10,116 (9,605)	1,711,193 (1,591,438)	34,571.0 (31,082.5)	2.02 (1.95)	60.4 (58.1)	422 (401)	60,439 (56,536)	1,240.0 (1,060.0)	2.05 (1.87)	66.6 (63.1)
複合サービス業	883 (884)	567,936 (578,154)	10,323.0 (9,792.5)	1.82 (1.69)	48.4 (45.7)	20 (23)	8,808 (9,417)	157.0 (143.0)	1.78 (1.52)	55.0 (43.5)
サービス業	6,593 (6,711)	1,748,094 (1,741,223)	28,474.0 (26,889.5)	1.63 (1.54)	43.6 (41.8)	193 (205)	38,379 (38,360)	960.0 (891.0)	2.50 (2.32)	53.9 (46.8)

注 1 (1) ①と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
産業計	人 342,973.5 (332,811.5)	人 271,795 (268,266)	人 61,237 (56,835)	人 9,941.5 (7,710.5)	人 10,316.0 (9,997.0)	人 7,703 (7,664)	人 2,438 (2,197)	人 175.0 (136.0)
農業、林業、漁業	人 405.0 (385.5)	人 259 (250)	人 137 (128)	人 9.0 (7.5)	人 8.0 (7.0)	人 6 (5)	人 1 (1)	人 1.0 (1.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	人 130.0 (116.5)	人 126 (115)	人 4 (1)	人 0.0 (0.5)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
建設業	人 8,467.0 (8,328.5)	人 8,085 (8,018)	人 230 (194)	人 152.0 (116.5)	人 112.0 (100.0)	人 105 (95)	人 4 (4)	人 3.0 (1.0)
製造業	人 113,165.0 (113,376.0)	人 91,531 (92,841)	人 19,538 (18,790)	人 2,096.0 (1,745.0)	人 4,229.5 (4,272.0)	人 3,349 (3,457)	人 813 (768)	人 67.5 (47.0)
電気・ガス・熱供 給・水道業	人 3,995.0 (3,867.5)	人 3,764 (3,669)	人 170 (153)	人 61.0 (45.5)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
情報通信業	人 16,550.0 (16,067.5)	人 15,237 (14,968)	人 603 (539)	人 710.0 (560.5)	人 136.0 (170.0)	人 131 (164)	人 2 (3)	人 3.0 (3.0)
運輸業、郵便業	人 22,376.5 (22,058.5)	人 18,441 (18,444)	人 3,399 (3,191)	人 536.5 (423.5)	人 518.5 (509.5)	人 463 (459)	人 49 (44)	人 6.5 (6.5)
卸売業・小売業	人 50,463.0 (48,778.5)	人 36,029 (35,703)	人 12,514 (11,635)	人 1,920.0 (1,440.5)	人 1,792.5 (1,735.5)	人 1,265 (1,255)	人 494 (454)	人 33.5 (26.5)
金融業・保険業	人 21,070.5 (20,774.0)	人 20,326 (20,245)	人 422 (318)	人 322.5 (211.0)	人 198.5 (226.0)	人 193 (218)	人 1 (1)	人 4.5 (7.0)
不動産業、物品 賃貸業	人 4,176.5 (3,796.0)	人 3,456 (3,196)	人 598 (507)	人 122.5 (93.0)	人 48.0 (59.5)	人 46 (58)	人 1 (0)	人 1.0 (1.5)
学術研究、専門・ 技術サービス業	人 6,686.0 (5,692.5)	人 5,950 (5,081)	人 550 (469)	人 186.0 (142.5)	人 217.0 (140.0)	人 191 (129)	人 23 (7)	人 3.0 (4.0)
宿泊業、飲食 サービス業	人 8,412.5 (8,813.5)	人 4,573 (4,987)	人 3,558 (3,579)	人 281.5 (247.5)	人 216.5 (199.0)	人 141 (127)	人 75 (70)	人 0.5 (2.0)
生活関連サービス 業、娯楽業	人 8,895.5 (8,001.5)	人 4,623 (4,126)	人 3,934 (3,647)	人 338.5 (228.5)	人 315.5 (326.0)	人 134 (144)	人 180 (180)	人 1.5 (2.0)
教育・学習支援業	人 4,813.0 (4,991.0)	人 4,348 (4,557)	人 366 (358)	人 99.0 (76.0)	人 167.0 (158.5)	人 165 (157)	人 0 (0)	人 2.0 (1.5)
医療、福祉	人 34,571.0 (31,082.5)	人 24,646 (22,707)	人 8,497 (7,305)	人 1,428.0 (1,070.5)	人 1,240.0 (1,060.0)	人 811 (747)	人 391 (288)	人 38.0 (25.0)
複合サービス業	人 10,323.0 (9,792.5)	人 8,299 (8,067)	人 1,272 (1,133)	人 752.0 (592.5)	人 157.0 (143.0)	人 129 (119)	人 27 (23)	人 1.0 (1.0)
サービス業	人 28,474.0 (26,889.5)	人 22,102 (21,292)	人 5,445 (4,888)	人 927.0 (709.5)	人 960.0 (891.0)	人 574 (530)	人 377 (354)	人 9.0 (7.0)

注 1(1)②と同じ

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	全 国					兵 庫				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率			法定常用 労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
製造業計	20,267 (20,704)	6,364,426 (6,436,055)	113,165.0 (113,376.0)	1.78 (1.76)	54.8 (54.9)	878 (878)	236,458 (235,365)	4,229.5 (4,272.0)	1.79 (1.82)	61.7 (61.4)
食料品・たばこ	3,231 (3,235)	788,086 (780,367)	15,429.0 (15,232.0)	1.96 (1.95)	63.2 (64.1)	144 (146)	43,932 (41,902)	829.5 (833.5)	1.89 (1.99)	66.7 (73.3)
繊維工業	845 (886)	150,236 (159,770)	2,942.5 (3,162.5)	1.96 (1.98)	63.0 (64.4)	24 (24)	2,942 (3,307)	57.0 (65.0)	1.94 (1.97)	70.8 (66.7)
木材・家具	401 (417)	76,714 (80,493)	1,526.0 (1,506.0)	1.99 (1.87)	65.6 (62.6)	8 (8)	923 (1,345)	18.0 (20.0)	1.95 (1.49)	62.5 (62.5)
ハルブ・紙・印刷	1,630 (1,696)	328,036 (335,096)	5,569.0 (5,694.5)	1.70 (1.70)	54.8 (53.5)	43 (45)	5,893 (6,305)	110.0 (123.0)	1.87 (1.95)	62.8 (60.0)
化学工業	2,121 (2,181)	783,720 (789,077)	13,295.0 (13,133.0)	1.70 (1.66)	47.6 (47.1)	95 (96)	21,777 (21,748)	334.5 (343.0)	1.54 (1.58)	58.9 (56.3)
窯業・土石	573 (578)	132,938 (131,318)	2,275.5 (2,252.5)	1.71 (1.72)	54.3 (57.1)	20 (19)	3,166 (2,397)	48.0 (32.0)	1.52 (1.34)	55.0 (52.6)
鉄鋼	392 (412)	142,289 (147,733)	2,554.0 (2,600.0)	1.79 (1.76)	62.8 (59.0)	34 (36)	18,033 (18,561)	366.0 (365.0)	2.03 (1.97)	73.5 (52.8)
非鉄金属	371 (386)	115,902 (103,417)	2,055.5 (1,767.0)	1.77 (1.71)	58.0 (56.5)	14 (17)	2,952 (4,371)	66.0 (98.0)	2.24 (2.24)	64.3 (70.6)
金属製品	1,594 (1,616)	270,896 (285,513)	4,693.5 (5,056.0)	1.73 (1.77)	55.6 (56.2)	84 (83)	16,794 (16,747)	278.0 (280.0)	1.66 (1.67)	57.1 (57.8)
電気機械	2,096 (2,105)	1,056,373 (1,038,947)	19,429.0 (19,087.0)	1.84 (1.84)	53.9 (54.4)	118 (108)	34,899 (30,961)	606.0 (548.0)	1.74 (1.77)	58.5 (64.8)
その他機械	4,855 (5,018)	1,867,809 (1,917,776)	32,307.0 (32,587.5)	1.73 (1.70)	51.6 (51.8)	209 (214)	60,548 (60,189)	1,071.5 (1,067.0)	1.77 (1.77)	59.8 (57.9)
その他	2,158 (2,174)	651,427 (666,548)	11,089.0 (11,298.0)	1.70 (1.70)	50.3 (49.4)	85 (82)	24,599 (27,532)	445.0 (497.5)	1.81 (1.81)	63.5 (57.3)

注 1 (1) ①と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
製造業計	人 113,165.0 (113,376.0)	人 91,531 (92,841)	人 19,538 (18,790)	人 2,096.0 (1,745.0)	人 4,229.5 (4,272.0)	人 3,349 (3,457)	人 813 (768)	人 67.5 (47.0)
食料品・たばこ	人 15,429.0 (15,232.0)	人 8,816 (8,861)	人 6,298 (6,097)	人 315.0 (274.0)	人 829.5 (833.5)	人 475 (493)	人 343 (332)	人 11.5 (8.5)
繊維工業	人 2,942.5 (3,162.5)	人 2,223 (2,448)	人 668 (670)	人 51.5 (44.5)	人 57.0 (65.0)	人 38 (41)	人 18 (23)	人 1.0 (1.0)
木材・家具	人 1,526.0 (1,506.0)	人 1,230 (1,230)	人 266 (258)	人 30.0 (18.0)	人 18.0 (20.0)	人 10 (15)	人 8 (5)	人 0.0 (0.0)
ハルブ・紙・印刷	人 5,569.0 (5,694.5)	人 4,648 (4,811)	人 832 (792)	人 89.0 (91.5)	人 110.0 (123.0)	人 86 (94)	人 23 (28)	人 1.0 (1.0)
化学工業	人 13,295.0 (13,133.0)	人 11,015 (11,092)	人 2,057 (1,852)	人 223.0 (189.0)	人 334.5 (343.0)	人 291 (306)	人 27 (26)	人 16.5 (11.0)
窯業・土石	人 2,275.5 (2,252.5)	人 1,827 (1,827)	人 418 (394)	人 30.5 (31.5)	人 48.0 (32.0)	人 43 (31)	人 4 (1)	人 1.0 (0.0)
鉄鋼	人 2,554.0 (2,600.0)	人 2,318 (2,393)	人 192 (172)	人 44.0 (35.0)	人 366.0 (365.0)	人 351 (360)	人 9 (3)	人 6.0 (2.0)
非鉄金属	人 2,055.5 (1,767.0)	人 1,656 (1,499)	人 358 (241)	人 41.5 (27.0)	人 66.0 (98.0)	人 44 (70)	人 21 (27)	人 1.0 (1.0)
金属製品	人 4,693.5 (5,056.0)	人 3,486 (3,732)	人 1,134 (1,272)	人 73.5 (52.0)	人 278.0 (280.0)	人 194 (207)	人 82 (73)	人 2.0 (0.0)
電気機械	人 19,429.0 (19,087.0)	人 17,185 (16,988)	人 1,900 (1,826)	人 344.0 (273.0)	人 606.0 (548.0)	人 556 (503)	人 42 (39)	人 8.0 (6.0)
その他機械	人 32,307.0 (32,587.5)	人 28,036 (28,474)	人 3,676 (3,604)	人 595.0 (509.5)	人 1,071.5 (1,067.0)	人 914 (955)	人 144 (101)	人 13.5 (11.0)
その他	人 11,089.0 (11,298.0)	人 9,091 (9,486)	人 1,739 (1,612)	人 259.0 (200.0)	人 445.0 (497.5)	人 347 (382)	人 92 (110)	人 6.0 (5.5)

注 1 (1) ②と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	全 国									
	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	38,088 (100.0%)	24,595 (64.6%)	8,173 (21.5%)	2,698 (7.1%)	1,388 (3.6%)	1,027 (2.7%)	164 (0.4%)	38 (0.1%)	5 (0.0%)	24,326 (63.9%)
56-99人	15,159 (100.0%)	15,159 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	15,093 (99.6%)
100-299人	16,415 (100.0%)	7,932 (48.3%)	6,665 (40.6%)	1,402 (8.5%)	372 (2.3%)	44 (0.3%)	- -	- -	- -	9,063 (55.2%)
300-499人	3,114 (100.0%)	828 (26.6%)	808 (25.9%)	694 (22.3%)	514 (16.5%)	270 (8.7%)	- -	- -	- -	143 (4.6%)
500-999人	2,140 (100.0%)	474 (22.1%)	515 (24.1%)	411 (19.2%)	344 (16.1%)	370 (17.3%)	26 (1.2%)	- -	- -	21 (1.0%)
1,000人 以上	1,260 (100.0%)	202 (16.0%)	185 (14.7%)	191 (15.2%)	158 (12.5%)	343 (27.2%)	138 (11.0%)	38 (3.0%)	5 (0.4%)	6 (0.5%)

区分	兵 庫 県									
	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	1,082 (100.0%)	766 (70.8%)	211 (19.5%)	49 (4.5%)	31 (2.9%)	21 (1.9%)	3 (0.3%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	703 (65.0%)
56-99人	464 (100.0%)	464 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	463 (99.8%)
100-299人	446 (100.0%)	257 (57.6%)	163 (36.5%)	18 (4.0%)	8 (1.8%)	0 (0.0%)	- -	- -	- -	235 (52.7%)
300-499人	86 (100.0%)	28 (32.6%)	27 (31.4%)	13 (15.1%)	13 (15.1%)	5 (5.8%)	- -	- -	- -	4 (4.7%)
500-999人	58 (100.0%)	12 (20.7%)	19 (32.8%)	11 (19.0%)	4 (6.9%)	12 (20.7%)	0 (0.0%)	- -	- -	1 (1.7%)
1,000人 以上	28 (100.0%)	5 (17.9%)	2 (7.1%)	7 (25.0%)	6 (21.4%)	4 (14.3%)	3 (10.7%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 法定雇用率2.1%が適用される特殊法人における詳細状況

	① 法定常用労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫教育大学	210	8.0	3.81	0.0	
神戸大学	2,493	55.0	2.21	0.0	
兵庫県土地開発公社	94	3.0	3.19	0.0	
兵庫県住宅供給公社	127	3.0	2.36	0.0	
神戸市住宅供給公社	85	2.0	2.35	0.0	
神戸市外国語大学	93	1.0	1.08	0.0	
神戸市民病院機構	559	4.0	0.72	7.0	

- 注 1 「法定常用労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。
- 3 「不足数」とは、「常用労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 概況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	機関数	雇 用 状 況			達成機関 の割合	機関数	雇 用 状 況			達成機関 の割合
		職員数	障害者数	実雇用率			職員数	障害者数	実雇用率	
法定雇用率2.1% が適用される県・ 市町の機関	機関 2,528 (2,608)	人 1,243,110 (1,262,943)	人 30,146.0 (30,242.5)	% 2.43 (2.39)	% 88.8 (88.2)	機関 86 (87)	人 48,288 (48,595)	人 1,260.0 (1,287.0)	% 2.61 (2.65)	% 96.5 (92.0)
法定雇用率2.0% が適用される教育 委員会	130 (138)	628,850 (634,186)	11,212.0 (10,921.0)	1.78 (1.72)	60.8 (54.3)	7 (8)	27,087 (27,631)	531.0 (534.0)	1.96 (1.93)	85.7 (75.0)

注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「法定雇用率2.0%が適用される教育委員会」とは、都道府県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会である。

4 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
法定雇用率2.1% が適用される県・ 市町の機関	人 30,146.0 (30,242.5)	人 29,205 (29,466)	人 445 (392)	人 496.0 (384.5)	人 1,260.0 (1,287.0)	人 1,228 (1,263)	人 16 (13)	人 16.0 (11.0)
法定雇用率2.0% が適用される教育 委員会	人 11,212.0 (10,921.0)	人 11,016 (10,782)	人 95 (58)	人 101.0 (81.0)	人 531.0 (534.0)	人 528 (530)	人 0 (0)	人 3.0 (4.0)

注 1 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

2 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 法定雇用率2.1%が適用される県・市町の機関における詳細状況

① 兵庫県知事部局の状況

	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県知事部局	7,853	179.0	2.28	0.0	

注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

② 兵庫県機関(議会事務局、企業局、警察等)の状況

	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県議会事務局	58	1.0	1.72	0.0	
兵庫県企業庁	187	10.0	5.35	0.0	
兵庫県病院局	1,899	42.0	2.21	0.0	
兵庫県警察本部	795	21.0	2.64	0.0	

注 2 (2)①と同じ

③ 市の機関の状況

市	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	6,951	220.0	3.17	0.0	
姫路	2,055	49.0	2.38	0.0	
尼崎	2,593	73.0	2.82	0.0	
明石	1,754	43.0	2.45	0.0	特例認定あり 注4
西宮	1,813	57.0	3.14	0.0	
洲本	398	12.0	3.02	0.0	
芦屋	524	16.0	3.05	0.0	
伊丹	973	30.0	3.08	0.0	特例認定あり 注4
相生	215	6.0	2.79	0.0	
豊岡	668	19.0	2.84	0.0	
加古川	1,232	28.0	2.27	0.0	
たつの	567	12.0	2.12	0.0	
赤穂	304	7.0	2.30	0.0	
西脇	452	10.0	2.21	0.0	
宝塚	1,051	24.0	2.28	0.0	
三木	624	17.0	2.72	0.0	
高砂	570	10.0	1.75	1.0	

市	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
川西	725	16.0	2.21	0.0	
小野	385	10.0	2.60	0.0	
三田	803	20.0	2.49	0.0	特例認定あり 注4
加西	237	6.0	2.53	0.0	
篠山	376	8.0	2.13	0.0	特例認定あり 注4
養父	322	8.0	2.48	0.0	
丹波	775	18.0	2.32	0.0	特例認定あり 注4
南あわじ	722	21.0	2.91	0.0	特例認定あり 注4
朝来	385	10.0	2.60	0.0	
淡路	445	10.0	2.25	0.0	
宍粟	484	12.0	2.48	0.0	
加東	375	8.0	2.13	0.0	

注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

④ 町の機関の状況

町	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
猪名川	165	3.0	1.82	0.0	
多可	190	4.0	2.11	0.0	
稲美	146	5.0	3.42	0.0	
播磨	226	7.0	3.10	0.0	特例認定あり 注4
神河	352	5.0	1.42	2.0	
市川	97	2.0	2.06	0.0	
福崎	129	2.0	1.55	0.0	
太子	157	4.0	2.55	0.0	
上郡	128	4.0	3.13	0.0	
佐用	324	6.0	1.85	0.0	
香美	236	6.0	2.54	0.0	
新温泉	223	4.0	1.79	0.0	

注 2(2)③と同じ

⑤ 教育委員会の状況

教育委員会	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
洲本	66	3.0	4.55	0.0	
豊岡	378	8.0	2.12	0.0	
加古川	233	6.0	2.58	0.0	
たつの	97	2.0	2.06	0.0	
赤穂	78	2.0	2.56	0.0	
西脇	81	2.0	2.47	0.0	
宝塚	426	9.0	2.11	0.0	
三木	110	4.0	3.64	0.0	
高砂	99	2.0	2.02	0.0	
川西	129	3.0	2.33	0.0	
小野	85	2.0	2.35	0.0	
加西	55	2.0	3.64	0.0	
養父	110	2.0	1.82	0.0	
朝来	62	1.0	1.61	0.0	
淡路	68	0.0	0.00	1.0	注4
宍粟	53	2.0	3.77	0.0	
加東	72	1.0	1.39	0.0	
猪名川	49	1.0	2.04	0.0	
稲美	52	2.0	3.85	0.0	
太子	69	2.0	2.90	0.0	

注 1 「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。また、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントとしている。精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 淡路市教育委員会においては、10月1日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率1.49%、不足数0.0人となっている。

⑥ 市町水道事業の状況

水道事業	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	946	34.0	3.59	0.0	
姫路	78	2.0	2.56	0.0	
尼崎	174	5.0	2.87	0.0	
明石	79	3.0	3.80	0.0	
西宮	212	7.0	3.30	0.0	
伊丹	61	3.0	4.92	0.0	
加古川	60	3.0	5.00	0.0	
宝塚	144	5.0	3.47	0.0	
川西	55	2.0	3.64	0.0	
阪神水道	248	5.0	2.02	0.0	

注 2(2)①と同じ

⑦ 市町病院事業の状況

病院事業	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
豊岡病院組合	465	9.0	1.94	0.0	
赤穂	139	3.0	2.16	0.0	
宝塚	155	3.0	1.94	0.0	
高砂	128	2.0	1.56	0.0	
川西	94	2.0	2.13	0.0	
八鹿病院組合	270	6.0	2.22	0.0	
加西	113	4.0	3.54	0.0	

注 2(2)①と同じ

⑧ 市町交通機関の状況

交通機関	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	428	15.0	3.50	0.0	
尼崎市	58	3.0	5.17	0.0	
伊丹市	66	3.0	4.55	0.0	

注 2(2)①と同じ

(3)法定雇用率2.0%が適用される教育委員会における詳細状況

① 兵庫県教育委員会の状況

	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県教育委員会	19,053	358.0	1.88	23.0	

注 2 (2) ①と同じ

②市町教育委員会の状況

教育委員会	① 職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	5,523	112.0	2.03	0.0	
姫路市	664	16.0	2.41	0.0	
尼崎市	837	19.0	2.27	0.0	
西宮市	662	18.0	2.72	0.0	
芦屋市	124	3.0	2.42	0.0	
伊丹市	224	5.0	2.23	0.0	

注 2 (2) ①と同じ

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.68	0.05	47.0	1.5	33,742	71,830
北海道	1.85	0.08	53.0	3.3	1,353	2,555
青森	1.71	0.06	49.4	5.2	329	666
岩手	1.86	0.08	53.2	2.0	386	726
宮城	1.62	0.05	47.3	2.1	532	1,124
秋田	1.58	0.05	52.0	0.6	276	531
山形	1.58	0.02	52.5	△0.1	371	707
福島	1.61	0.05	45.9	0.6	484	1,054
茨城	1.60	0.06	51.0	0.3	560	1,097
栃木	1.58	0.04	49.2	1.9	413	840
群馬	1.62	0.06	51.6	4.6	531	1,030
埼玉	1.59	0.05	40.4	△1.2	889	2,202
千葉	1.60	0.07	49.4	1.2	787	1,594
東京	1.63	0.07	33.0	1.9	5,190	15,726
神奈川	1.62	0.05	45.8	2.3	1,540	3,365
新潟	1.57	0.02	47.5	△0.8	629	1,325
富山	1.68	0.01	58.9	△1.3	476	808
石川	1.62	0.02	53.9	3.2	416	772
福井	2.25	0.00	54.9	△0.9	295	537
山梨	1.67	0.06	49.6	△1.7	211	425
長野	1.78	0.06	56.9	2.0	709	1,246
岐阜	1.73	0.04	54.3	0.5	587	1,082
静岡	1.68	0.03	49.1	△0.1	1,064	2,167
愛知	1.63	0.06	44.8	1.7	2,023	4,514
三重	1.50	0.00	49.8	1.1	415	833
滋賀	1.69	0.02	56.5	0.7	330	584
京都	1.82	0.05	49.5	2.0	672	1,358
大阪	1.67	0.07	44.5	1.6	2,698	6,069
兵庫	1.81	0.05	56.6	2.2	1,409	2,491
奈良	2.08	0.08	57.1	△0.6	234	410
和歌山	1.92	△0.10	62.4	2.8	265	425
鳥取	1.83	0.05	59.6	0.6	196	329
島根	1.83	0.05	64.6	0.9	267	413
岡山	1.86	0.07	53.9	△0.4	587	1,090
広島	1.83	0.06	51.0	1.9	859	1,685
山口	2.28	0.06	55.2	0.5	373	676
徳島	1.67	0.06	57.0	4.2	187	328
香川	1.74	0.02	59.1	△0.3	366	619
愛媛	1.69	0.03	52.5	0.2	385	734
高知	1.90	0.15	59.4	2.1	224	377
福岡	1.71	0.01	51.1	0.4	1,345	2,630
佐賀	2.18	0.05	68.0	△2.6	299	440
長崎	2.08	0.01	59.7	0.3	414	694
熊本	1.98	△0.02	59.0	1.0	542	918
大分	2.16	0.01	60.1	△0.1	352	586
宮崎	2.03	0.02	69.4	4.3	381	549
鹿児島	2.05	0.10	61.7	2.4	526	852
沖縄	1.86	0.04	56.4	1.9	365	647

障害者雇用状況等の推移（民間企業）

《兵庫労働局》

区 分	調 査 対 象 企 業 数	常用労働者数 (除外労働者を除く)	雇 用 障 害 者 数	雇 用 率		雇用率達成企業の割合	
				県	国	県	国
平成 元年6月1日	1, 639	440, 685	6, 275	1. 42	1. 32	55. 6	51. 6
2年6月1日	1, 661	440, 284	6, 386	1. 45	1. 32	56. 8	52. 2
3年6月1日	1, 761	461, 478	6, 825	1. 48	1. 32	57. 2	51. 8
4年6月1日	1, 849	477, 681	7, 267	1. 52	1. 36	56. 6	51. 9
5年6月1日	1, 866	491, 378	7, 738	1. 57	1. 41	56. 4	51. 4
6年6月1日	1, 866	491, 499	7, 742	1. 58	1. 44	56. 5	50. 4
7年6月1日	1, 722	463, 308	7, 428	1. 60	1. 45	57. 4	50. 6
8年6月1日	1, 737	466, 976	7, 496	1. 61	1. 47	56. 6	50. 5
9年6月1日	1, 748	467, 504	7, 612	1. 63	1. 47	57. 7	50. 2
10年6月1日	1, 786	472, 917	7, 713	1. 63	1. 48	57. 7	50. 1
11年6月1日	1, 920	469, 281	7, 826	1. 67	1. 49	52. 8	44. 7
12年6月1日	1, 926	455, 859	7, 720	1. 69	1. 49	52. 5	44. 3
13年6月1日	1, 942	451, 808	7, 698	1. 70	1. 49	52. 3	43. 7
14年6月1日	1, 968	456, 858	7, 740	1. 69	1. 47	52. 0	42. 5
15年6月1日	1, 991	454, 657	7, 708	1. 70	1. 48	52. 4	42. 5
16年6月1日	2, 061	482, 549	7, 994	1. 66	1. 46	51. 8	41. 7
17年6月1日	2, 186	502, 840	8, 424	1. 68	1. 49	53. 0	42. 1
18年6月1日	2, 273	524, 356	8,904. 5	1. 70	1. 52	55. 1	43. 4
19年6月1日	2, 398	544, 839	9,560. 5	1. 75	1. 55	55. 8	43. 8
20年6月1日	2, 510	563, 942	9,925. 0	1. 76	1. 59	54. 9	44. 9
21年6月1日	2, 502	567, 536	9,997. 0	1. 76	1. 63	54. 4	45. 5
22年6月1日	2, 491	571, 034	10,316.0	1. 81	1. 68	56. 6	47. 0

- 〈注〉 1. 昭和63年6月1日調査から雇用障害者の中に知的障害者を含んでおり、平成5年6月1日調査から重度知的障害者をダブルカウントしており、重度障害者である短時間労働者が含まれている。
2. 平成18年6月1日調査から雇用障害者の中に精神障害者を含んでいる。